

入札番号 1 号

事業名 造林事業請負（田山地区、地拵・植付）

造 林 事 業 請 負 入 札 説 明 資 料

岩手北部森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（田山地区、地拵・植付）
- 2 事業場所 岩手県八幡平市字矢神嶽国有林 53 林班は 5 小班内
- 3 事業量 地拵・植付 2.15ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 11 月 30 日まで
- 5 請負金額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金〇〇,〇〇〇円也）
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 4 項
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

8 特約事項

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 8 月 4 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者	住所	岩手県八幡平市荒屋新町 41 番地 8		
		分任支出負担行為担当官		
		岩手北部森林管理署長	庄司 卓矢	印

請負者	住所			
	氏名			印

別紙 1

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
○	各会計年度における請負金の支払限度額	8 年度 円	第40条第 1 項
		9 年度 円	
		年度 円	
○	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定	8 年度 円	第40条第 2 項
		9 年度 円	
		年度 円	
×	前払金		第41条
×	翌会計年度の前払金相当額	円	第41条第 3 項
	部分払		第42条
×	前払金の支払を受けている場合の部分払額の決定	(a)	第42条第 2 項
		(b)	
	各会計年度において部分払を請求できる回数	8 年度 0 回 9 年度 回 年度 回	第42条第 3 項

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

事業内訳書

事業名 造林事業請負（田山地区、地拵・植付）

[illegible]

◎ 機械地拵条件因子表

[illegible]

◎ 植付条件因子表

[illegible]

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

機械地拵作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、内面積実行の場合や不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業方法等）

- 3 地床植生（ササ、雑草、かん木）は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。また、表土を深く剥離するなど、表土を著しく移動してはならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。ただし、植付や保育作業に支障とならない立木は、保残しなければならない。

伐倒木、末木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は、適宜切り離し、タコ足状に浮き上がっている枝は切断した上で、重機等により搬出路又は植付区域外へ移動させなければならない。なお、末木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となるところは整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

- 5 作業にあたっては、伐採搬出作業との連携を図りつつ、一体的かつ効率的な作業工程となるよう特段の注意を払わなければならない。

（作業歩道の作設）

- 6 作業歩道は幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 7 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、
イヌエンジュ等

（その他）

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 88 号）第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹 種	苗 齢	規 格			備 考
		区 分	苗 長	根 元 径	
カラマツコンテナ	2 年生		35cm 上	4.5mm 上	

「原則として、花粉症対策苗木。ただし、これによりがたい場合は協議。」

- 形 質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ていて、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面 80 以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1 年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 9 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- 10 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員
殿

請負者住所
氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - （1）苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - （2）苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - （3）苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に取り扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。

植付方法は次により行うこと。

 - （1）沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - （2）歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - （3）植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - （4）植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1 ～ 2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - （5）根鉢上面に 1 ～ 2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - （6）踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - （7）植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

事業者名	
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

第 回改定：令和 年 月 日

場(現場・団地)名					
作業場所(林班等)					
作業班名					
作業責任者名・連絡先					
作業期間		自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日			
作業地の概要	①地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合) 急傾斜 中間 なだらか (平均的な傾斜)			
		(斜面の向き) 日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (※留意点)			
	②地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい(※留意点)			
		(転石・浮石) 多い 中間 少ない(※留意点)			
		(水はけ) よい 中間 悪い (※留意点)			
	③埋設物・架空線の近接の状況	(埋設物) 無 有 () (※留意点)			
		(架空線) 無 有 () (※留意点)			
	④伐倒対象の立木の状況	(樹種) スギ ヒノキ その他 () (樹齢) () 年生が主体 (大きさ) 胸高直径 (cm 程) 樹高 (m程) (大きさのばらつき) 多い 中間 少ない(※留意点) (立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点)			
	⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ) 無 有 (※留意点) (枝がらみ) 無 有 (※留意点)			
	⑥枯損木等の状況	(枯損木) 無 有 (※留意点) (風倒木) 無 有 (※留意点)			
⑦下層植生の状況	(かん木) 密 中間 疎 (※留意点) (草本) 密 中間 疎 (※留意点)				
作業計画の内容	⑧作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他 ()			
	⑨伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他 ()			
	⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他 ()			
	⑪かかり木処理の作業方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他 ()			
	⑫退避場所設定標示	テープ表示 その他 ()			
	⑬立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他 ()			
	⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他 ()			

⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他（ ）
⑯その他安全対策	

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。

なお、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地籍図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	作業者名	チェーンソー使用 有 無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	⑰緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：	
		消防署（電話 ）、 病院（電話 ） 緊急車両待合せ場所（林道等名称・位置） 会社（〇〇事務所）（電話 ）		
	⑱携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	林道等名称・位置		
	⑲備考			

（※1）各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

（※2）記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

(裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にする。
- (3) 「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「①地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(およそその傾斜角度)を記入すること。
- (6) 「①地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること。
- (7) 「②地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (8) 「②地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「②地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「③埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (11) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (12) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (13) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (14) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (15) 「④伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか(密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「⑤つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (17) 「⑥枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。
- (18) 「⑦下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「⑧作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「⑩その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地籍図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
 - ア 労働災害の発生のおそれがある場所
 - (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
 - (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
 - (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
 - イ 作業の方法
 - (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番（どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。）がわかるように、必要な情報を記入すること。
 - (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

5. その他

- (1) 「⑮携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信（携帯電話（スマートフォンを利用する場合を含む。）及び PHS。）又は無線通信（トランシーバーを含む。）による通信が可能である範囲を記入すること。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に取り扱うものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

（1）真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

（2）事業期間

事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間を除くものとする。

（3）真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。

真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

補正値（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

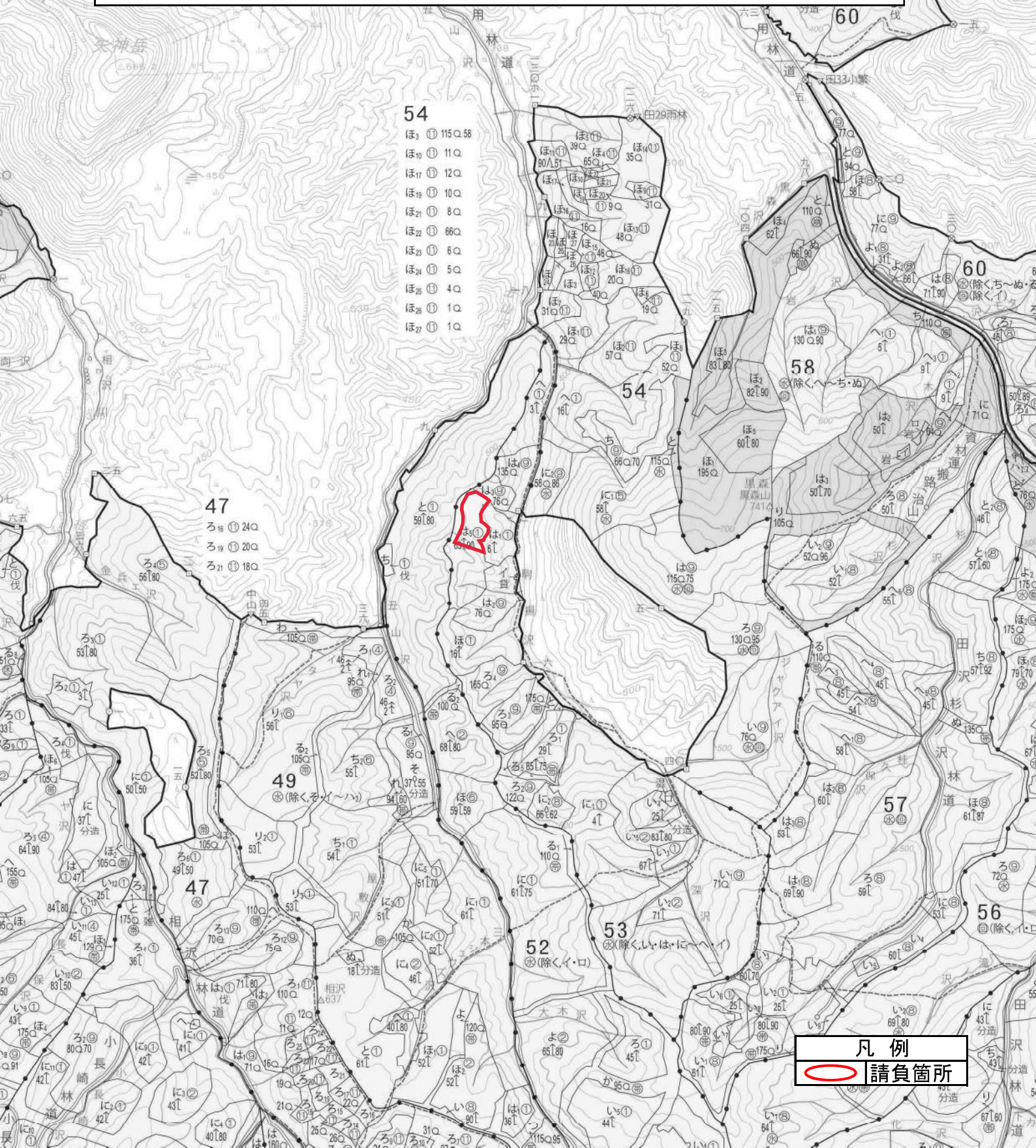
- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

令和8年度 立木公売・造林事業請負箇所 位置図 (1/20,000)

請負箇所 八幡平市 矢神嶽国有林 53林班は5小班内

作業種 皆伐・機械地拵・植付 面積 2.15ha

皆伐・機械地拵・植付 計 2.15ha



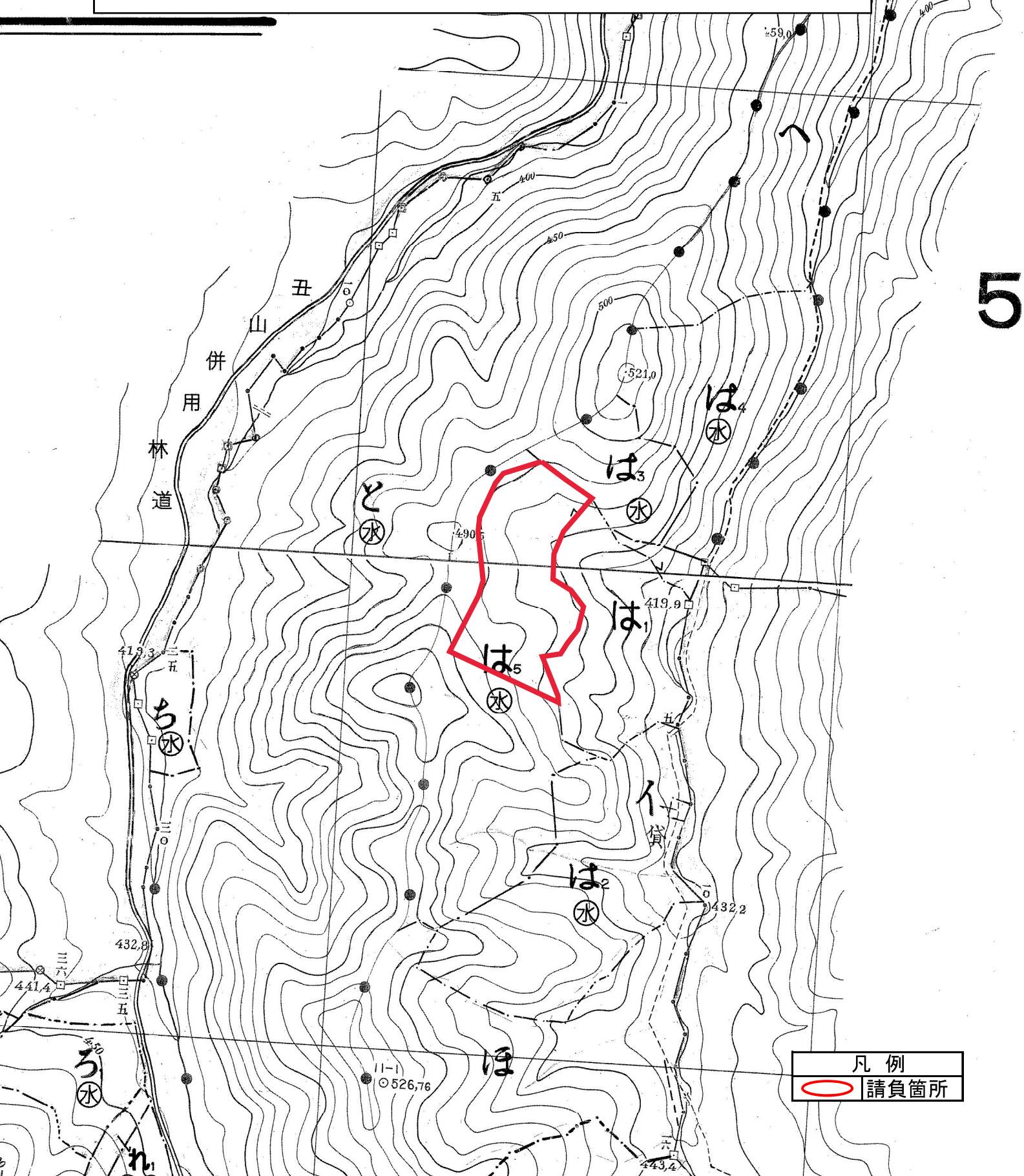
凡 例
○ 請負箇所

令和8年度 立木公売・造林事業請負箇所 位置図 (1/5,000)

請負箇所 八幡平市 矢神嶽国有林 53林班は5小班内

作業種 皆伐・機械地拵・植付 面積 2.15ha

皆伐・機械地拵・植付 計 2.15ha



凡例

○ 請負箇所

入札番号 1 号
事業名 造林事業請負（田山地区、地拵・植付）

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答